

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第十七条の規定によつて、審理員となるべき者の名簿を作成したので、公表する。

平成二十八年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

審理員となるべき者	備 考
総務局審理総括監の職にある者 総務局総務課長の職にある者	総務局審理総括監の職にある者が法第九条第二項各号に該当する場合又は事故等により当該者を指名することができない場合に審理員として指名することができる。